

# 土木学会四国支部賛助会員制度規則

[平成24年5月18日制定]

## (制度の目的)

第1条 この制度の目的は、四国地方における土木工学の進歩と発展のための各種講習会・研究会・見学会等の支部の活動内容をより一層充実させ、支部の運営を強力に推進させることにある。

## (規定事項)

第2条 四国支部規程第13条に定める四国支部賛助会員制度は、この規則に定めるところによる。

## (賛助会員の資格と賛助会費)

第3条 賛助会員とは第1条の目的に賛同し、本条第2項に定める賛助会費を納めた団体をいう。

2. 賛助会費は、1口（1口年額30,000円）以上とし、毎年度当初に納めるものとする。
3. 既納の賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。
4. 賛助会費は支部の法人会計で取り扱う。

## (賛助会員の特典)

第4条 賛助会員は、次の各号による特典を受けることができる。

- (1) 支部主催ならびに共催の研究発表会・講演会・講習会・研究会・見学会等の行事への参加に当たって、土木学会正会員(法人)同等の資格付与（ただし、共催関係等について一部制限される場合がある）
- (2) 優先的な技術相談
- (3) 支部行事案内、支部規程ならびに規程規則等の無料配布
- (4) 支部が所有する図書および資料等の文献複写、閲覧、貸し出しの利用

## (規則の改正)

第5条 この規則の改正は、商議員会の議決による。

附 則 この規則は、平成24年5月18日から施行する。